



菜の花

W  
 パワー  
 アライアンス  
 税理士  
 事務所  
 News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所  
 税理士 若杉 治  
 〒151-0073  
 東京都渋谷区笹塚3-37-1  
 第1花井ビル2F  
 TEL 03 (5365) 4744(代)  
 FAX 03 (5365) 4745  
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

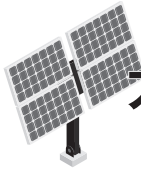
日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

### 3月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> ／令和元年分所得税の確定申告<br>2月16日～3月16日 | <b>国 税</b> ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)<br>3月31日          |
| <b>国 税</b> ／個人の青色申告の承認申請<br>3月16日        | <b>国 税</b> ／7月決算法人の中間申告<br>3月31日                    |
| <b>国 税</b> ／贈与税の申告<br>2月1日～3月16日         | <b>国 税</b> ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)<br>3月31日 |
| <b>国 税</b> ／2月分源泉所得税の納付<br>3月10日         | <b>地方税</b> ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告<br>3月16日   |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の令和元年分消費税の確定申告<br>3月31日 |   |

#### ワンポイント 配偶者居住権

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができる権利。配偶者の安定した生活の保護などを目的に4月1日以後の相続からスタートする制度で、遺産分割や被相続人からの遺贈等によって配偶者が取得します。



# 太陽光発電の固定価格買取制度



## FITとは

太陽光発電などの再生可能エネルギーで作られた電力のうち、余剰電力を電力会社が一定価格で10年間買い取ることを国が約束する制度を、固定価格買取制度(Feed-in Tariff:FIT)といいます。この制度は、再生可能エネルギーを普及させることで、エネルギー自給率の向上と地球温暖化対策の一環として、2009年11月に開始されました。これが昨年11月から順次満了を迎えています。

もちろん、昨年の11月に一斉にFITが終わった訳ではありません。例えば2010年11月から売電を開始した人は2020年の11月に、2011年11月に開始した人は2021年11月に満了することになります。

## FITが終了したら

従来は、太陽光発電でつくった電力のうち自家消費した分を除いた余剰電力について、各電力会社へ売電をしていました。価格は売電を開始した年によって異なり、2010年以前の買取価格は約48円/kWhでした。FIT満了後は、電力会社に一定価格で買い取る義務がありませんが大手電力会社では概ね、7~8円/kWhで買い取りを行うようです。

## 買取期間満了の通知

買取期間の満了を迎える人には、現在電気を買っている電力会社などから、「買取期間満了通知」が届きます。通知の時期は電力会社によって異なりますが、買取期間満了の約4~6ヵ月前くらいようです。

買取期間満了後に契約が自動継続となっている場合は、新しい単価で継続して買取りが行われます。一方、契約が自動継続となっていない場合は、小売電気事業者と買取契約を結ばない限り、余剰電力は一般送配電事業者に無償で引き取られることとなります。

## 買取期間満了後の選択肢

買取期間が満了したら、今まで電力を買い取っていた電力会社と契約をし直すか自動契約によって、新たな買取プランで売電を実施する方法があります。従来の電力会社との契約なので、手続きが簡単であるというメリットがあります。

大手電力会社の他にも、様々な小売電気事業者があります。今までの電力会社ではなく、より良い条件の電力会社を探して契約することもできます。資源エネルギー庁のホームページでは、都道府県ごとに売買できる事業者を検索できるようになっています。

買取価格が下がっていますので、電力会社から電気を買うよりも太陽光でつくった電気を使った方が良いでしょう。できるだけ自家消費を増やすために、家庭用蓄電池に発電した電気を蓄えたり、電気自動車やエコキュートなどに使用といった方法が考えられます。

## セールストークに注意

誤った情報で消費者の不安を煽り、自社商品を売りつけようとする業者もいるので、注意が必要です。例えば、「買取制度の期間が満了したら、買取金額は0円になるので、当社と売電契約をしないと損をする」や、蓄電池の購入を強く勧める業者もいるようです。前述のように、従来から買い取りを行っている電力会社や、その他の小売電気事業者に買い取ってもらうことは可能です。蓄電池の購入についても、よく検討されたほうが良いでしょう。

また、「買取期間満了後の太陽光発電設備を廃棄して新しい設備を設置すれば、改めて固定価格買取制度を適用できます」といった太陽光発電設備の購入を迫る業者もいますが、同じ場所で設備を更新しても、再度FITの適用を受けることはできないので、注意しましょう。

## ACPとは

万が一のときに備えて、自分の大切にしていることやどのような医療などを望んでいるのかについて、自分自身で考えたり、信頼する人や家族の人たちと話し合ったりすることを、「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」といいます。

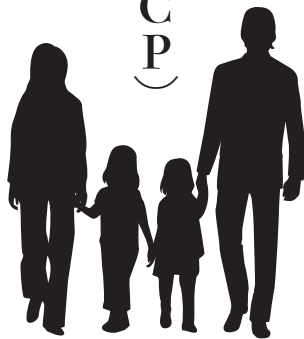
命の危険が迫った状態になると、約70%の人が、これからの治療やケアについて自分で決めたり、人に伝えたりすることができなくなるそうです。そこで、あらかじめこのような話し合いを行っておくことで、もしもの時に、治療やケアについての判断を代わりに行う人の助けになります。

## 意識調査

厚生労働省では、平成4年から約5年ごとに、「人生の最終段階における医療に関する意識調査」を実施しています。この調査は、一般国民や医師、看護師、介護施設の職員などの意識の変化などを把握することで、患者の意思を尊重した望ましい人生の最終段階における医療のあり方を検討するために実施されています。最近では、平成29年12月に実施されました。

「人生の最終段階における医療・療養についてこれまで考えたことはあるか」という質問に対しては、医師や看護師などでは約80%の人が、一般国民では約60%の人が「考えたことがある」と回答しました。次に、「受けた医療・療養

## 人生会議 (ACP)



や受けたくない医療・療養について、家族などと話し合ったことはあるか」という質問に対しては、医師や看護師などは50%以上の人が、一般国民は約40%の人が「話し合ったことがある」と回答していました。また男女で比べてみると、女性は約50%の人が「話し合ったことがある」と回答しているものの、男性では33%程度にとどまっています。年齢別でみると、60歳以上の人でも約50%の人が「話し合ったことがない」と回答しています。

## 医療・ケアの決定プロセス

平成30年3月に、厚生労働省は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を改訂しました。このガイドラインは、人生の最終段階を迎えた本人や家族と医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すガイドラ

インとして作成されました。医療・ケアを決定する際には、本人の意思を尊重することが重要で、本人の意思が確認できる場合はその本人と、意思が確認できない場合はその人の家族などと医療・ケアチームが十分に話し合い、方針の決定を行うとしています。そして、本人の意思が確認できる場合でも、その意思が変化しうるものなので、医療・ケアチームは適切な情報を提供し、繰り返し話し合いを行うことが必要であるとしています。

## 人生会議とポスター問題

前述の意識調査の結果や、ACPという言葉の認知度が低いことから、厚生労働省は昨年8月にACPの愛称を公募しました。そして応募総数1,073件の中から、「人生会議」に決定しました。合わせて11月30日を「いい看取り・看取られ」の語呂合わせから、「人生会議の日」としました。また、人生会議という愛称がより浸透するように、ロゴマークも選定しました。

そして、人生会議を普及させるために、厚生労働省はPRポスターを公開しました。しかし、このPRポスターについて、患者団体などから、患者や遺族を傷つける内容であるという意見が挙がり、ポスターの掲載を停止することとなりました。厚生労働省では、改めて「人生会議」の普及・啓発の進め方を検討することにしました。



## ローカルベンチマークツール

企業の経営状態の把握を行うツールのひとつにローカルベンチマークツール(通称:ロカベン)があります。ロカベンは、①売上高増加率(売上持続性)、②営業利益率(収益性)、③労働生産性(生産性)、④EBITDA有利子負債倍率(健全性)、⑤営業運転資本回転期間(効率性)、⑥自己資本比率(安全性)の6つの財務情報と、①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目の4つの非財務情報に関するデータを入力することで、企業の経営状態を把握し、経営状態の変化に早く気付くことができる、会社の健康診断ツールです。

ロカベンを活用することで商流や業務プロセスを整理し、その企業における顧客提供価値や課題を確認することができます。ロカベンは、経営者と金融機関や支援機関が同じ目線で対話を深めるきっかけ作りと

して活用されることが期待されています。例えば埼玉県にある釣具店では、社長や後継者と商工会議所や地域金融機関がロカベンを通じて対話を実施し、後継者が開発した独自ブランドで業績が改善したものの、現在はその後継者が店舗運営や通販サイトの受注処理などの間接業務に追われ、最大の強みである自社ブランドの開発・販売モデルが崩壊しつつあることがわかりました。そこで商工会議所と金融機関の支援により、経営者と後継者の相互理解を実現し、後継者がオリジナル商品の開発強化に取り組めるようになりました。

経済産業省のホームページでは、エクセル形式でロカベンが公開されています。そして、経営力向上計画を策定するときの経営分析には、ロカベンの財務指標などの活用が推奨されています。また、経営力向上計画に基づく設備投資については、税法上の優遇措置を受けることができます。

## 低潮高地

海洋法に関する国際連合条約では、自然に形成された陸地では、自然に形成された陸地であるものを「島」と定義して、満潮時でも水面上にあるものを「島」と定義して、排他的経済水域・大陸棚を有しています。ただし、島のうち人間が居住や独自の経済的生活を維持することができない、いわゆる岩については、領海と接続水域のみを有しています。

一方で、自然に形成された陸地で干潮時には水面上にあるものの、満潮時には水面上にないものを「低潮高地」と言います。低潮高地は、単体では領海を有していませんが、本土や島からの領海内に存在する場合は、その低潮高地が領海を測定するための基線として使用できることになっていきます。海洋における権益の拡大につながることから、政府は日本近海での低潮高地の探査を進めています。

## JASRAC

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)は、国内の作詞者・作曲者・音楽出版社などの権利者から音楽著作権の管理の委託を受け、海外の著作権管理団体との間で音楽著作権の相互管理を行っています。

JASRACは、昭和14年(1939年)に設立されたので、すでに設立から80年が経過しています。その間、著作権管理のルールづくりや音楽文化の普及・発展に寄与しています。

JASRACは、音楽の利用方法ごとに利用者が負担する著作物使用料の算出方法や額を使用料規程として定め、公開をしています。この規程に従って支払いを受けた著作物使用料については、利用分野ごとに利用した時間や回数などに応じて楽曲ごとの分配額を計算し、各権利者に分配されます。この分配は年に4回(6・9・12・3月)行われます。